

件名	市長専決処分事項の指定について の一部改正	議会事務局 議事調査室
<p><b>1 背景と趣旨</b></p> <p>亀山市の私債権の管理に関する条例が施行されたことを受け、市議会では、平成24年6月定例会において、市の私債権の回収のための有効な手段となる裁判所からの支払督促に対する異議申立てによる訴訟の提起に関する事項について、議会の権限に属する軽易な事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき市長が専決処分できるよう指定しました。</p> <p>この指定に基づき市が平成27年4月8日に津簡易裁判所に申し立てた、亀山市林業総合センター火災被害による損害賠償請求に係る支払督促に対する異議申立てによる訴訟の提起が専決処分されました。</p> <p>このことを踏まえ、あくまで市長専決処分事項の指定については、議会の権限に属する軽易な事項であることから、改めてその範囲をより明確にするため、平成24年6月29日の議決による指定事項を改正するものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>支払督促に対する異議申立てによる訴訟の提起に関することは、水道料金並びに医療センターの使用料及び手数料について、裁判所法第33条第1項第1号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の履行を請求するものに限ることとします。</p>		